別表第4(第14条関係) 届出対象行為(斜面緑地地区)

対象となる行為		対象規模
建築物の建設等**		高さが 10mを超える建築物、若しくは
		延べ面積が 500 ㎡を超える建築物
工作物の建設等※	塔状工作物類·遊戲施設類	高さ 10mを超えるもの (ただし電柱を除
		<)
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・	高さ 10mを超えるもの、又は築造面積
	自動車車庫等	500 ㎡以上
	垣、柵、塀類	高さ 2mを超えるもの
	橋梁·步道橋·高架道路類	延長 20mを超えるもの
	墓園類	墓園類で、築造面積 300 m 以上のもの
	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が 200 ㎡以上のもの
開発行為		面積 500 ㎡以上、又は切土又は盛土によ
土地の開墾及びその他の土地の形状		って生ずる法面若しくは
の変更		擁壁の高さが 2m以上のもの
木竹の植栽、伐採		植栽、伐採面積が 500 ㎡以上のもの
屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模
		500 ㎡以上、又は堆積の高さ 4mを超える
		もの
水面の埋立て		規模に関わらず全ての埋立て
特定照明		届出が必要な建築物及び工作物につい
		て、夜間において公衆の観覧に供するた
		め、一定の期間継続して建築物その他の
		工作物又は物件の外観について行う特定
		照明の新設、増設、改設若しくは移設又
		は色彩等の照明方法の変更

[※]新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更